

【ひとり親家庭の福祉】

1 ひとり親家庭の福祉の概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっています。本市ではひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導体制の強化を図っています。

2 相談、指導事業

(1) 女性相談員

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言、指導を行うため女性相談員を置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のため援助を行っています。

・女性相談員 2人

■相談種別、相談件数の推移

(件)

区分 年度	施設入所	経済問題	職業問題	住宅問題	家庭問題 (夫婦)	家庭問題 (その他)	更生問題	その他	計
平成30	2	42	36	12	246	53	0	36	427
令和元	2	48	36	9	309	81	0	31	516
令和2	4	74	21	17	329	46	0	37	528
令和3	3	89	14	9	243	83	0	67	508
令和4	3	47	24	1	334	70	0	32	511

3 在宅福祉対策

(1) ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有する、ひとり親家庭の親及び児童、並びに父母のない児童にかかる保険診療の医療費の一部及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。(平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。)

■助成状況の推移

区分 年度	登録世帯数 (世帯)	登録人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額(円)	1件当たりの 助成額(円)
平成30	1,354	3,514	17,996	54,244	16,105	3,014
令和元	1,352	3,378	18,131	51,125	15,629	2,819
令和2	1,308	3,373	17,058	49,475	15,172	2,900
令和3	1,277	3,261	17,386	50,717	15,864	2,917
令和4	1,223	3,071	17,393	49,964	16,270	2,873

※平成24年10月診療分から子ども医療費助成の対象が18歳まで拡大されたことに伴い、児童につきましては、子ども医療費助成制度を優先して適用しています。

4 自立助長対策

(1) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父又は母の生活の安定を図るため就職に必要な資格取得等のための費用を助成しています。

■支給対象件数

区分 年度	高等職業訓練促進給付金	自立支援教育訓練給付金
平成30	10件（修了支援給付金 4件）	0件
令和元	7件（修了支援給付金 5件）	1件
令和2	10件（修了支援給付金 4件）	0件
令和3	12件（修了支援給付金 0件）	4件
令和4	13件（修了支援給付金 4件）	0件

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っています。平成26年10月より、父子家庭への貸付を開始しました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定状況の推移 (件)

区分 年度	就学 支度	修 学	事業 開始	事業 継続	住 宅	就職 支度	技能 修得	生 活	転 宅	修 業	医療 介護	結 婚	計
平成30	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
令和元	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
令和2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
令和3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

■母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談件数の推移 (件)

区分 年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
相談件数	105	72	37	43	28

(3) 児童扶養手当

ひとり親家庭の場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（身体や精神に一定の障がいがある場合は20歳未満）児童を養育している方に支給しています。

■児童扶養手当受給権者の推移（各年8月1日現在） (人)

区分 年度	離 婚	死 亡	障 がい	遺 棄	未婚の母	その他	計
平成30	1,368	12	3	2	126	9	1,520
令和元	1,377	11	3	1	136	10	1,538
令和2	1,327	10	3	1	133	10	1,484
令和3	1,133	13	2	2	155	8	1,313
令和4	1,071	11	1	1	153	4	1,241